

靜岡県学務課編  
児童心得  
全



K110.1

179

兒童心得

靜岡縣學務課編輯

全

K1121  
179

靜岡縣學務課編輯

# 兒童心得

全

掛川 大塚好五郎藏版

## 兒童心得

### 第一條

靜岡縣學務課編輯

朝早く起き 顔を洗ひ

口を嗽き 髪を櫛り 衣

服を正し 父母に禮を述

へ 食事終りハ 學校へ

出る用意をなし 先づ

筆紙書籍等を揃へ  
取落なき様いせすへ

第二條

參校ハ 授業時間 十分  
前たるへ

第三條

授業の時刻至れハ 銘々

の席に着き 教師の指圖  
を待へし許しなくして  
猥に 教場に 入る事  
なかれ

第四條

業に就てハ 他念なく  
教師の托しへを受け外

見雑談等 ならずなかれ

第五條

教師ハ 我に 學術を授  
るの 恩人なれハ 敬禮  
すべし

第六條

若し受業の 時限に後れ

參校する時ハ 其由を  
教師に申出て 指圖を

待へし

第七條

學校の昇降 其他 外出  
する時と 歸りたる時ハ  
必ず 父母尊長に 其

由を告げて 禮をなすへ

第八條

出入の時 障子襖等の  
開閉を静にすへ 書籍  
の取扱ハ 丁寧にし 爪  
にて 紙を傷め 又指に

唾して 開く事なかれ

第九條

總して 教師の意を服膺  
し 我意我慢を 出さへ  
からん 質問等あらは  
し 手を上げて 之を知ら  
しめ 教師の 許しを受

けて 後に 言葉を護す

へ

第十條

子弟たるもの 平生の行  
儀を正しく 悪き遊ひを  
なさす 善き友に従ふへ

第十一條

朋友の 善き事あらハ  
之に倣ふへ 假にも  
人を誹議し 無益の争論  
をなすなかれ

第十二條

學校へ 行厨の外 食物

又ハ玩具金錢を 持參  
すへからに

第十三條

便所に行きたらは 心を  
用ひ 衣服又ハ便所を  
汚さぬ様にすへ

第十四條

知りたる人に 逢ふ時ハ  
禮儀を盡して 挨拶し  
帽ある時ハ 之を脱す

第十五條

校内ハ勿論 他所たり共  
相互の交りハ 親切に



な— 決して 不敬不遜  
の 振舞あるへからに

第十六條

途中にて 樹木 菓實を  
採り荒— 又ハ瓦礫  
土塊を 投る等の 事あ  
るへからに

第十七條

途中にて 遊ひ 無用の場  
所に 立へからに 若—  
車馬に 逢ふ時ハ 傍に  
避けて 其過るを待ち  
其前を 馳過くへからに  
兒童心得終

K110.1

児童心得

明治十五年 五月五日御届  
同年 五月 出版

定價金貳錢

編輯

静岡縣學務課

翻刻人

静岡縣平民

大塚好五郎

遠江國佐野郡掛川  
西町七百六十番地



